

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【事業年度】 第101期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長兼財務企画部長 佐藤 昌 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長兼財務企画部長 佐藤 昌 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日 (平成21年 3月期)	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日 (平成22年 3月期)	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日 (平成23年 3月期)	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日 (平成24年 3月期)	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日 (平成25年 3月期)
営業収益 (百万円)	43,627	58,500	52,402	52,631	67,854
純営業収益 (百万円)	41,649	57,110	50,785	50,756	65,954
経常利益又は 経常損失() (百万円)	559	12,008	4,806	5,077	17,320
当期純利益 (百万円)	2,482	7,160	4,318	2,545	11,273
包括利益 (百万円)			3,480	2,348	13,926
純資産額 (百万円)	104,331	114,126	113,015	110,259	122,397
総資産額 (百万円)	418,961	664,766	664,376	641,216	630,061
1株当たり純資産額 (円)	391.97	406.92	407.26	416.51	461.12
1株当たり当期純利益 (円)	9.35	26.33	15.50	9.45	42.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					42.66
自己資本比率 (%)	24.8	17.1	17.0	17.1	19.4
自己資本利益率 (%)	2.4	6.6	3.8	2.3	9.7
株価収益率 (倍)	18.8	14.8	18.3	32.7	16.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	249	13,713	33,400	43,135	79,020
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,245	1,879	3,498	1,469	1,767
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,518	1,275	39,452	26,304	75,863
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	79,328	62,521	61,725	43,330	48,491
従業員数 (名)	2,045	2,335	2,286	2,253	2,178
[外、平均臨時従業員数]	[548]	[382]	[349]	[329]	[305]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成22年3月期、平成23年3月期及び平成24年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 平成23年3月期より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益 (うち受入手数料)	(百万円)	41,783 (23,456)	2,553 ()	7,632 ()	3,749 ()	3,902 ()
純営業収益	(百万円)	39,902				
経常利益	(百万円)	221	871	6,343	2,430	1,893
当期純利益	(百万円)	109	227	5,582	1,569	1,624
資本金	(百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数	(千株)	285,582	280,582	280,582	280,582	280,582
純資産額	(百万円)	101,197	103,999	104,326	100,611	102,787
総資産額	(百万円)	409,712	116,300	112,892	118,527	127,666
1株当たり純資産額	(円)	381.30	371.81	376.92	381.10	388.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額)	(円)	7.50 (5.00)	15.00 (6.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	16.00 (4.00)
1株当たり当期純利益	(円)	0.41	0.84	20.03	5.83	6.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					6.15
自己資本比率	(%)	24.7	89.4	92.4	84.8	80.4
自己資本利益率	(%)	0.1	0.2	5.4	1.5	1.6
株価収益率	(倍)	429.3	464.3	14.2	53.0	110.9
配当性向	(%)	1,829.3	1,785.7	39.9	137.2	259.7
株主資本配当率	(%)	2.0	4.0	2.1	2.1	4.2
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(名)	1,865 [524]	57 [4]	64 [5]	65 [5]	73 [3]

(注) 1 平成21年4月1日に当社の営む金融商品取引業等を会社分割により東海東京証券株式会社へ分割し、持株会社となりました。第97期は金融商品取引業時の実績であり、第98期より持株会社の実績となっているため、営業収益における受入手数料及び純営業収益は記載しておりません。

2 第98期の1株当たり配当額15円は、普通配当12円及び特別配当3円の合計額であります。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

4 第97期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第98期、第99期及び第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、「企業の概況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和4年6月	株式会社高山商店設立。
昭和5年8月	東京株式取引所一般取引員の免許を取得。
昭和19年4月	日本証券取引所取引員の免許を取得。
昭和22年1月	商号を六鹿証券株式会社と変更。
昭和23年9月	証券取引法による証券業者登録。
昭和24年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
昭和36年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
昭和39年10月	株式会社六鹿商店と合併。
昭和43年4月	証券会社の免許制移行に伴う1号から4号の免許取得。
昭和44年12月	商号を東京証券株式会社と変更。
昭和56年10月	遠山證券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
昭和59年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
昭和62年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
平成元年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部に指定替。
平成2年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
平成10年12月	証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。 証券会社の登録制移行に伴う元引受業の認可。
平成12年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社と変更。 東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・連結子会社)、東海東京証券香港(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・連結子会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
平成17年7月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社設立。
平成17年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
平成18年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
平成19年1月	東海東京証券ヨーロッパ(現・連結子会社)設立。
平成19年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・連結子会社)設立。
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
平成20年2月	東海東京証券アメリカ(現・連結子会社)設立。
平成20年4月	広島支店及び下関支店を会社分割の方法によりワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)に分割。
平成20年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
平成20年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・連結子会社 東海東京証券株式会社)設立。
平成20年11月	二俣川支店、港南台支店、横須賀支店、大船支店、相模原支店、茅ヶ崎支店を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社(現・持分法適用関連会社)に分割。
平成21年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。
平成22年1月	トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式を取得。
平成22年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。 東海東京証券株式会社とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。
平成22年5月	東海東京証券株式会社が福岡支店を会社分割の方法により西日本シティTT証券株式会社(現・持分法適用関連会社)に分割。
平成23年1月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社と株式会社東海東京投資顧問が合併し、東海東京アセットマネジメント株式会社(現・連結子会社)に商号変更。
平成23年3月	東海東京シンガポール(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社(現・連結子会社)設立。
平成24年9月	東海東京証券株式会社が横浜支店を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に分割。
平成25年1月	池田泉州TT証券準備株式会社(現・連結子会社)設立。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社21社及び関連会社3社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務を営んでおり、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当連結会計年度における連結子会社等の異動の状況は以下のとおりであります。

平成24年5月 平成24年3月に非連結子会社として追加した以下の2社を、連結子会社に変更。

Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited

Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited

平成24年8月 清算結了に伴い、以下の連結子会社を連結の範囲から除外。

N - residence1号合同会社

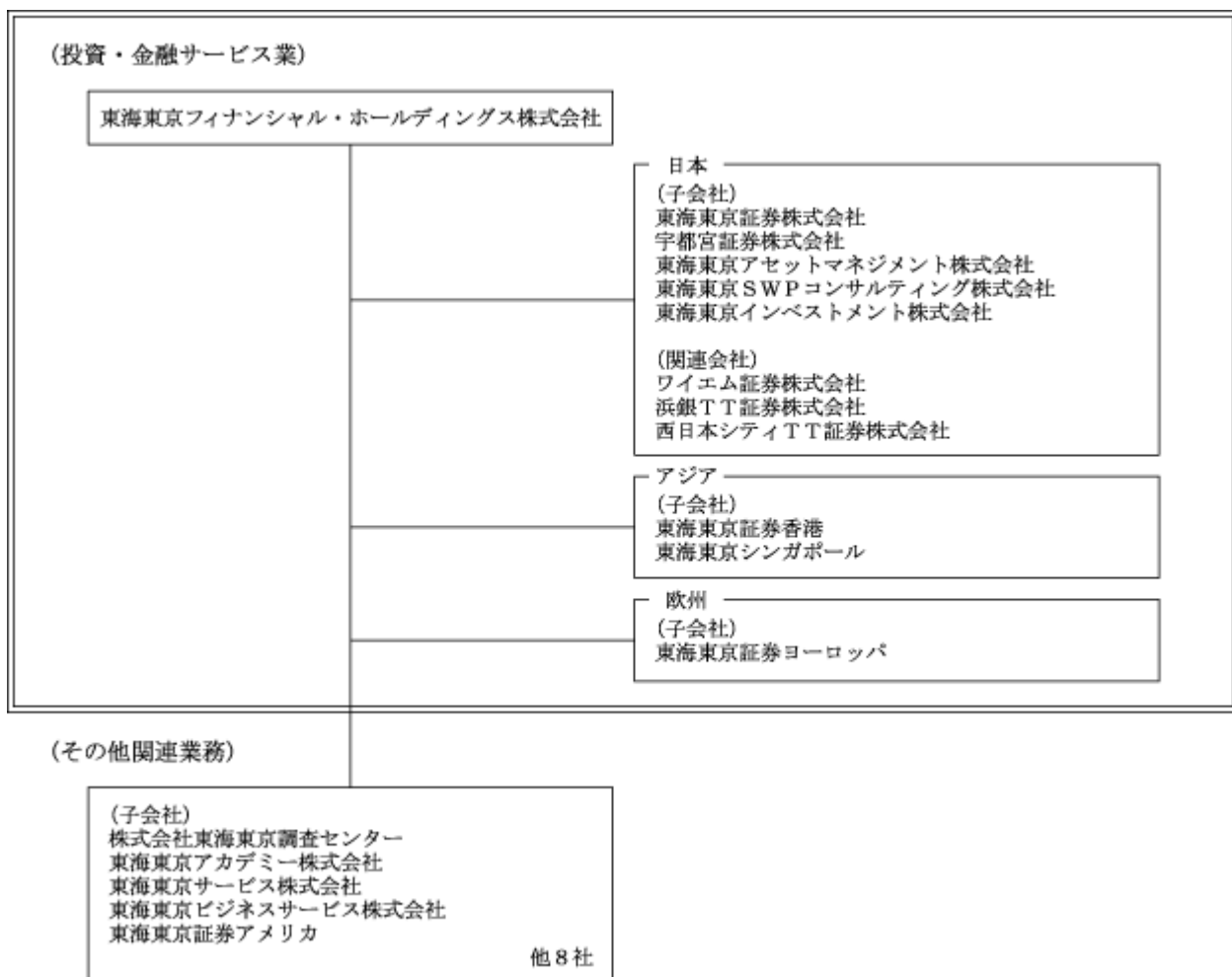
平成24年8月 清算結了に伴い、以下の非連結子会社を除外。

一般社団法人Y S T (引き続き非連結子会社としている同一商号の法人とは別法人)

平成25年1月 以下の会社を新たに連結子会社として追加。

池田泉州T T証券準備株式会社

当社グループの事業系統図



なお、池田泉州T T証券準備株式会社は、平成25年6月、近畿財務局長より金融商品取引業の登録を受けました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社	名古屋市中区	6,000	金融商品取引業	100		資金の貸付 債務被保証 店舗等の賃借 役員の兼任 5名
宇都宮証券株式会社	栃木県宇都宮市	301	金融商品取引業	90		役員の兼任 1名
東海東京アセットマネジメン ト株式会社	東京都中央区	50	金融商品取引業	100		役員の兼任 1名
東海東京SWPコンサルティ ング株式会社	名古屋市中区	250	金融商品取引 業、コンサル ティング業	85		役員の兼任 なし
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャ ピタル、有価証 券の運用	100		投資事業組合への出資 資金の貸付 役員の兼任 2名
株式会社東海東京調査センター	名古屋市東区	50	情報サービス業	100		役員の兼任 2名
東海東京アカデミー株式会社	東京都中央区	50	教育・研修業	100		役員の兼任 1名
東海東京サービス株式会社	名古屋市千種区	30	不動産の賃貸・ 管理、事務代行 業務	100		事務委託 資金の貸付 役員の兼任 なし
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバック オフィス業務 の受託	80		資金の貸付 役員の兼任 1名
池田泉州TT証券準備 株式会社	大阪市北区	50		100		役員の兼任 2名
東海東京証券香港	中国 香港	千 香港ドル 50,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 1名
東海東京証券ヨーロッパ	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の引受 役員の兼任 1名
東海東京証券アメリカ	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 1名
東海東京シンガポール	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	情報サービス 業、資産運用業	100		調査の委託 役員の兼任 1名
TTI中部ベンチャー1号 投資事業有限責任組合	東京都中央区	892	投資事業組合	100 (2)		役員の兼任 なし
TTAMレジデンス合同会社	東京都千代田区	1,841	信託受益権の売 買、保有、処分及 び管理	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	5,000	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 12,635	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	3,000	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	2,950	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社) ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
浜銀ＴＴ証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	49		役員の兼任 1名
西日本シティＴＴ証券 株式会社	福岡市博多区	1,575	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名

- (注) 1 上記の会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。
2 東海東京証券株式会社、Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited及びTokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limitedは、特定子会社に該当しております。
3 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
4 前連結会計年度において非連結子会社であったTokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited及びTokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limitedは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
5 N - residence 1号合同会社は、平成24年5月に解散し、平成24年8月に清算終了しております。
6 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	65,180百万円
(2) 経常利益	15,234百万円
(3) 当期純利益	9,730百万円
(4) 純資産額	73,029百万円
(5) 総資産額	587,428百万円

- 7 池田泉州ＴＴ証券準備株式会社は、平成25年6月、近畿財務局長より金融商品取引業の登録を受けました。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,178[305]

- (注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3 上記のほか歩合外務員の平成25年3月31日現在の人員は27名であります。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
73[3]	49歳3ヶ月	2年2ヶ月	10,294,364

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

平成25年3月31日現在、東海東京証券社員組合(組合員1,167名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)のわが国経済は、前半においては欧州の債務危機や中国の金融引き締め等により徐々に減速懸念が強まりました。その後、昨年9月に日米欧の金融当局がそれぞれ積極的な金融緩和に動き、11月の衆議院解散、12月の衆議院選挙を経て、新政権におけるデフレ脱却に向けたいわゆる「アベノミクスの三本の矢」(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)に対する期待から、急激な円安と株高が進行しました。円安に伴う輸出採算の改善による企業業績好転への期待と株高による資産効果等により、景況感は一気に改善へ向かいました。

株式流通市場では、日経平均株価は昨年4月に10,100円台で始まった後、欧州の債務危機を背景にした投資家のリスク回避による売りによって、6月に一時8,200円台まで下落しました。その後、日米欧の金融緩和に対する期待とその実施により、8月と9月にそれぞれ9,200円台まで上昇したものの、外需低迷等による景気減速懸念から上値の重い展開が続きました。しかし、11月の衆議院解散をきっかけに新政権における政策や戦略への期待が高まり、日経平均株価は本年3月に12,600円台へ上昇した後、12,300円台で年度末を迎えました。なお、年度を通じた東証1部の1日当たりの平均売買代金は、外国人買いが膨らみ1兆4,718億円と、前年度の1兆2,853億円を上回りました。

債券流通市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りは昨年4月に1.0%台で始まった後、欧州の債務危機を背景にした投資家のリスク回避による国債買いによって、低下(価格は上昇)傾向を続けました。11月の衆議院解散をきっかけに新政権における大胆な金融緩和が日銀の国債大量買い入れにつながるの見通しから、利回り上昇要因とされる円安と株高が急激に進行したにもかかわらず、10年物国債利回りは逆に一段と低下し、本年3月に0.51%をつけた後、0.56%で年度末を迎えました。

当社グループでは、昨年4月からスタートさせた経営計画「Ambitious 5 (アンビシャス ファイブ)」に基づき、アライアンス戦略として、昨年10月、当社は株式会社池田泉州ホールディングスと共同出資による証券会社の設立について基本合意しました。本年1月には、当社100%出資の池田泉州TT証券準備株式会社を設立し、9月を目途とした当該証券会社の開業に向けて準備を進めております。同社は、株式会社池田泉州ホールディングスのグループの営業地域における豊富なネットワークと、当社グループが培ってきたノウハウ・機能を最大限活用することにより、地域における代表的な銀行系証券会社になることを目指しております。

また、当社グループの中核である東海東京証券株式会社は昨年9月、会社分割の方法により、同社の横浜支店における金融商品取引業を、当社と株式会社横浜銀行との合併会社である浜銀TT証券株式会社へ承継いたしました。

当社と有力地方銀行グループとの提携合併証券における店舗網の拡充につきましては、当社と株式会社山口フィナンシャルグループとの合併会社であるワイエム証券株式会社において昨年4月に広島西支店を、浜銀TT証券株式会社において5月にコンサルティングブース相模大野を、当社と株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティTT証券株式会社において7月に新宮支店を、本年1月に古賀サテライトブースを、3月に二日市支店を新設し、それぞれネットワークの強化を図りました。

海外のアライアンスにつきましては、東海東京証券株式会社は、昨年5月に当社の業務提携先であるシンガポールの独立系最大手証券会社Phillip Securities Pte. Ltd.を通じて東南アジア株式の取扱いを拡充したほか、7月にはコーポレートファイナンス業務の共同推進等を目的に中国のコンサルティング会社である上海良図商務諮詢有限公司と業務提携いたしました。

当社グループの戦略的地域である中部地区におきましては、当社子会社である株式会社東海東京調査センターが昨年7月に本社を名古屋市に移転し、中部地区の上場企業の調査機能を一層強化いたしました。

当社では、当社株式への投資魅力を高めることにより、より多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、本年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された一単元以上の株式数を保有する株主様を対象に株主優待制度を導入いたしました。

これに加え、当社株式に対する最低投資金額を引き下げることにより、投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ること等を目的に、本年4月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

なお、当社グループでは、本年4月1日付で機構改革を実施いたしました。当社におきましては、当社グループの収益力向上を図ることを目的にビジネス戦略グループを新設したほか、東海東京証券株式会社では、富裕層向けビジネスの強化を目的にウェルスマネジメント本部を設置し、関連部署を新設するなど、経営計画「Ambitious 5」の実現に向けて組織を変更いたしました。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	委託手数料	5,922	21	62		6,006
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	190	241			431
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	9	11,694		11,704
	その他の受入手数料	64	24	4,549	1,409	6,048
	合計	6,178	296	16,306	1,409	24,191
当連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	委託手数料	9,859	39	96		9,995
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	473	246			720
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	1	9	19,752		19,763
	その他の受入手数料	402	14	4,331	1,432	6,180
	合計	10,736	310	24,180	1,432	36,659

当連結会計年度の受入手数料の合計は366億59百万円(前年度比151.5%)を計上いたしました。

委託手数料

当社会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は37億41百万株(同158.5%)、株式委託売買金額は1兆7,635億円(同148.9%)と増加いたしました。この結果、当社グループの株式委託手数料は98億59百万円(同166.5%)を計上し、委託手数料全体では99億95百万円(同166.4%)を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は、大型銘柄の新規公開及び売出しがあったことや、主幹事を獲得した銘柄があったことから4億73百万円(同248.6%)を計上いたしました。また、債券は2億46百万円(同102.4%)を計上し、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では7億20百万円(同166.9%)を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

投資信託は、米国リートへ投資するファンド、アジア企業のハイ・イールド債券に投資するファンド、世界のバイオ医薬品関連企業やアセアン諸国の株式に投資するファンド等の販売が好調だったことから197億52百万円(同168.9%)を計上し、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では197億63百万円(同168.9%)を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は43億31百万円(同95.2%)を計上いたしました。保険の取扱手数料6億52百万円(同114.3%)等を加えたその他の受入手数料全体では61億80百万円(同102.2%)を計上いたしました。

(トレーディング損益)

連結会計年度	前連結会計年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日			当連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	7,445	1,911	9,357	6,131	1,811	7,943
債券・為替等トレーディング損益	13,225	3,009	16,235	20,364	5	20,358
合計	20,671	4,921	25,593	26,495	1,805	28,301

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、米国株式を中心に外国株式の売買が前年度に引き続き堅調であったものの、年度前半は国内株式に係るトレーディング業務が不調だったことから79億43百万円(前年度比84.9%)の利益の計上となりました。一方、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益では203億58百万円(同125.4%)の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は283億1百万円(同110.6%)の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は28億93百万円(前年度比101.6%)となりました。一方、金融費用は19億円(同101.3%)となり、差引の金融収支は9億93百万円(同102.2%)の利益を計上いたしました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、取引関係費が支払手数料及び広告宣伝費の増加により91億9百万円(前年度比107.8%)となり、人件費は報酬の増加等により261億88百万円(同115.3%)となりました。一方、事務費は昨年1月に行った勘定系システムの統合によりランニングコストが減少したこと等から51億40百万円(同88.6%)となり、減価償却費は大型資産の償却が終了したこと等から24億66百万円(同88.0%)となりました。この結果、販売費及び一般管理費は507億2百万円(同107.0%)となりました。

(営業外損益)

当連結会計年度の主な営業外損益は、受取家賃9億31百万円(前年度比98.0%)、持分法による投資利益8億38百万円(同234.6%)及び受取配当金3億11百万円(同76.6%)を営業外収益に計上いたしました。

(特別損益)

当連結会計年度の主な特別損益は、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に承継したことに伴う事業譲渡益3億89百万円、当社子会社が保有する不動産の売却に伴う固定資産売却益1億84百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は678億54百万円(前年度比128.9%)、純営業収益は659億54百万円(同129.9%)、販売費及び一般管理費は507億2百万円(同107.0%)となり、営業利益152億52百万円(同453.5%)、経常利益173億20百万円(同341.1%)、を計上し、法人税等を差し引いた当期純利益は112億73百万円(同442.8%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、790億20百万円の収入(前連結会計年度は431億35百万円の支出)となりました。これは有価証券担保借入金が増加し105億41百万円、約定見返勘定(資産)が減少し286億48百万円、約定見返勘定(負債)が増加し335億49百万円のそれぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(資産)が増加し49億30百万円、トレーディング商品(負債)が減少し172億25百万円のそれぞれ支出となったこと等によります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入11億9百万円、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を会社分割により浜銀TT証券株式会社に承継したことに伴う事業譲渡による収入7億99百万円等により17億67百万円の収入(前連結会計年度は14億69百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純額の減少による支出760億円等により758億63百万円の支出(前連結会計年度は263億4百万円の収入)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物は51億61百万円増加し、当連結会計年度末の残高は484億91百万円となりました。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額380億円(平成25年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

当連結会計年度末日のトレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	181,580	200,738
	株券 (百万円)	9,487	6,647
	債券 (百万円)	157,937	177,888
	受益証券 (百万円)	13,994	16,124
	その他 (百万円)	160	76
	デリバティブ取引 (百万円)	16,890	2,663
合計 (百万円)		198,470	203,401
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	99,190	87,628
	株券 (百万円)	17,348	4,646
	債券 (百万円)	81,801	82,981
	受益証券 (百万円)	41	0
	デリバティブ取引 (百万円)	11,990	6,327
合計 (百万円)		111,181	93,955

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

なお、「事業の状況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【対処すべき課題】

経営計画「Ambitious 5 (アンビシャス ファイブ)」(平成24年4月～平成29年3月)

当社グループでは、経営3ヵ年計画「TT Revolution」が平成24年3月をもって終了したことに伴い、平成24年4月より、経営計画「Ambitious 5」をスタートさせました。「Ambitious 5」では、引き続き中部地域を中核とし、各地域の基盤強化に努めるほか、「TT Revolution」で培った証券ビジネスに必要なインフラや機能等を一段と発展・活用し、新たなステージのビジネスモデルを確立することにより、「Leading Player in ASIA(リーディング プレイヤー イン アジア)」を目指してまいります。

Community & the Middle
(戦略的地域・顧客への特化) : 各地域の特性にあった営業戦略を立案し、基盤拡大につなげるとともに、ホームマーケットである中部地区での圧倒的な存在感の確立を目指します。また、より重点を置くお客様のターゲットをザ・ミドル(中堅法人、オーナー)、ザ・クラス(富裕層)とし、その開拓と拡大に注力いたします。

Alliance & Platform
(事業基盤の積極拡大) : これまでのアライアンス戦略で培ったプラットフォーム(証券ビジネスに必要なインフラや機能等)をさらに拡大・充実させ、新たなアライアンス先との合併会社、買収先、同業他社等に提供することにより、グループ全体の基盤と収益の拡大を図ります。

Expertise
(専門的ノウハウ) : 営業員のスキルアップや営業員をサポートする体制の整備を図るとともに、独自商品の開発力を向上させ、商品の競争力を一段と強化いたします。また、相続、事業承継等お客様の課題解決につながる提案力を強化いたします。

Humanity
(人間味溢れる企業) : チームワークを重視した新たな営業体制(チーム制、チーム評価制度)を導入するほか、ダイバーシティ(多様なバックグラウンドを持つ人材の活用)を推進することにより、人間味溢れる企業風土を醸成いたします。また、社員個人が自立して個性を磨く・伸ばすことに対して、環境整備・研修支援等により強力にバックアップし、個々の成長した能力を最大限活かします。

Risk Management
(危機対応力の強化) : リスク管理、コンプライアンス態勢、財務基盤をさらに強化することで、様々なリスクに対応できる体制を整備いたします。

平成24年度の主な取り組みにつきましては、前記「1 業績等の概要 (1)業績」にも記載のとおりですが、このほか、当社グループでは、役社員が目指すべき方向性を共有して行動できるよう、「Ambitious 5」の周知を図るとともに、外部メディアを通じたアピールを含め、グループ内外への浸透に注力いたしました。

引き続き、「Ambitious 5」に基づき経営を推進することにより、一層の企業価値の向上に努めてまいります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為((2)において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、前記「2 対処すべき課題」に記載のとおり、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」をスタートいたしました。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下、「旧プラン」という。)は、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

旧プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が旧プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

旧プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

旧プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、旧プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

- (3) 旧プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

旧プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、旧プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

旧プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、旧プランの発効は株主総会の承認によるものであり、旧プランの有効期間(平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により旧プランを廃止できることから、旧プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

旧プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

旧プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、旧プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、当社は、旧プランの有効期間が平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって満了することに伴い、同総会におきまして旧プランの更新を株主の皆様にご承認いただきました(以下、更新後の当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)を「本プラン」という。)。本プランの有効期間は、第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

本プランは、旧プランにおける説明をより充実したものとし、また、旧プラン全体につき形式的な変更等を加えたものですが、旧プランを実質的に変更するものではありません。

有価証券報告書提出日の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為((2)において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、前記「2 対処すべき課題」に記載のとおり、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」をスタートいたしました。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という。)は、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様にご当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

(3) 本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員等の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間（第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に表示するものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

3 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性がある事業等のリスクは、以下のとおりであります。なお、将来に関する事項は有価証券報告書提出日において当社グループが判断したものであり、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(1) 市場の縮小及び相場の変動に伴うリスクについて

当社グループは金融商品取引業を主たる事業としているため、国内外の経済状況の影響を受けやすく、景気後退などによる証券投資への需要の減少及び有価証券等の価格変動は当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内では、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられる可能性があります。また、近年の法的規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。当社グループはこのような状況のなかで、従来と変わらぬ競争力を維持できるものと考えておりますが、法的規制の改正・解釈の変更に伴い、より強力な競合先の出現や販売商品の制限が生じた場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 取引先または発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループの取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、当社グループが保有する有価証券の発行体の信用状況が著しく悪化した場合には、元本の毀損や利払いの遅延等により当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 営業基盤に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区のインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社及び東海東京証券株式会社は外部の格付会社から格付を取得しております。当社及び東海東京証券株式会社の業績悪化等により格付が引き下げられた場合、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスク及びその他のオペレーショナルリスクについて

当社グループが業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの役職員が事故・不正等を起こすこと、あるいは正確な事務処理を怠ることによって損失が発生した場合にも業務遂行に支障が生じるだけでなく、法令違反があった場合は、監督官庁から行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティに係るリスクについて

不正な手段や過失等により顧客情報等が流出した場合、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害等に関するリスクについて

地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等により、当社グループの事業の縮小を余儀なくされた場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積り及び判断をしておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において用いられる判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

退職給付費用

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき下落が一時的でないとして判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度の営業収益は前年度比28.9%増加し678億54百万円、金融費用を差し引いた純営業収益は前年度比29.9%増加し659億54百万円となりました。純営業収益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は前年度比353.5%増加し152億52百万円に、経常利益は前年度比241.1%増加し173億20百万円となり、当期純利益は前年度比342.8%増加し112億73百万円となりました。また、1株当たり当期純利益は42円74銭(前年同期は9円45銭)となりました。

営業収益

受入手数料は、前年度比51.5%増加し366億59百万円となり、商品別の受入手数料は株券が前年度比73.8%増加し107億36百万円、債券が前年度比4.6%増加し3億10百万円、受益証券が前年度比48.3%増加し241億80百万円、その他が前年度比1.6%増加し14億32百万円となりました。株券では、個人投資家の株式売買が第3四半期後半から復調に転じ、活発となり、東海東京証券株式会社の株式委託売買代金が前年度比48.9%増加し1兆7,635億円となったことから、株式委託手数料は前年度比66.5%増加し98億59百万円となりました。受益証券では、投資信託の販売が好調だったことから、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年度比68.9%増加し197億52百万円となりました。

トレーディング損益は、前年度比10.6%増加し283億1百万円の利益となりました。株券等のトレーディング損益は前年度比15.1%減少し79億43百万円の利益の計上となりましたが、外貨建債券や仕組債の販売が堅調に推移したことから債券・為替等のトレーディング損益は前年度比25.4%増加し203億58百万円の利益を計上いたしました。

以上の結果、営業収益は前年度比28.9%増加し678億54百万円となりました。

販売費及び一般管理費

取引関係費は、支払手数料や広告宣伝費が増加したことから前年度比7.8%増加し91億9百万円となりました。また、人件費は報酬の増加により前年度比15.3%増加し261億88百万円となりました。一方、事務費は平成24年1月に行った勘定系システムの統合によりランニングコストが減少したこと等から前年度比11.4%減少し51億40百万円となりました。また、減価償却費は大型資産の償却が終了したこと等から前年度比12.0%減少し24億66百万円となりました。

以上の結果、販売費及び一般管理費は前年度比7.0%増加し507億2百万円となりました。

その他

営業外収益では、持分法適用関連会社3社の業績が好調だったことから持分法による投資利益は前年度比134.6%増加し8億38百万円となりました。

また、特別損益では、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に承継したことに伴う事業譲渡益3億89百万円、当社連結子会社が保有する不動産の売却に伴う固定資産売却益1億84百万円を計上しております。

(3) 財政状態

資産の部では、流動資産のうち現金及び預金が前年度末比51億56百万円増加し488億57百万円に、トレーディング商品が前年度末比49億30百万円増加し2,034億1百万円に、信用取引資産が前年度末比74億11百万円増加し318億17百万円となりましたが、約定見返勘定が資産残高から負債残高となり前年度末比285億20百万円減少し、有価証券担保貸付金が前年度末比92億93百万円減少し2,695億68百万円となりました。

負債の部では、流動負債のうち約定見返勘定が資産残高から負債残高となり前年度末比336億76百万円増加し、信用取引負債が前年度末比67億53百万円増加し190億74百万円に、有価証券担保借入金が前年度末比105億41百万円増加し1,536億67百万円となりましたが、トレーディング商品が前年度末比172億25百万円減少し939億55百万円に、短期借入金が前年度末比759億17百万円減少し1,423億28百万円となりました。

純資産の部では、利益剰余金が前年度末比91億63百万円増加し563億42百万円に、その他有価証券評価差額金が前年度末比24億10百万円増加し11億86百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の総資産は前年度末比111億54百万円減少し6,300億61百万円に、負債合計は前年度末比232億92百万円減少し5,076億64百万円となり、純資産合計は前年度末比121億37百万円増加し1,223億97百万円となりました。また、当連結会計年度末の自己資本比率は19.4%(前年度末は17.1%)となり、1株当たり純資産額は461円12銭(前年度末は416円51銭)となりました。

(4) 流動性及び資金の源泉

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度が431億35百万円のキャッシュを支出したのに対して790億20百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が178億12百万円の黒字となり、有価証券担保借入金が105億41百万円増加し、約定見返勘定(資産)が286億48百万円減少し、約定見返勘定(負債)が335億49百万円増加し、それぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(資産)が49億30百万円増加し、トレーディング商品(負債)172億25百万円が減少し、それぞれ支出となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度が14億69百万円のキャッシュを支出したのに対して17億67百万円の収入となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入11億9百万円、東海東京証券株式会社の横浜支店の浜銀TT証券株式会社への会社分割に伴う事業譲渡による収入7億99百万円等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度が263億4百万円のキャッシュの収入に対して758億63百万円の支出となりました。これは主に、短期借入金の純額の減少による支出760億円等によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は51億61百万円増加し、当連結会計年度末の残高は484億91百万円となりました。

資金需要

当社グループの運転資金の主なものは、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額380億円(平成25年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア465百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(提出会社)

平成25年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本店	東京都 中央区					73	賃借 (注) 2

(国内子会社)

平成25年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
東海東京証券株式会社							
本店	名古屋市 中村区	189			189	215	賃借
東京本部	東京都 中央区	193			193	185	賃借
東京本部別館	東京都 中央区	107			107	296	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	24			24	43	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	53			53	84	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	13			13	66	賃借
宇都宮証券株式会社	栃木県 宇都宮市他	130	219	2,166.74	350	83	保有・ 賃借
東海東京アセットマネジメント株式会社	東京都 中央区	0			0	14	賃借 (注) 2
東海東京SWPコンサルティング株式会社	名古屋市 中村区	0			0	6	賃借 (注) 2
東海東京インベストメント株式会社	東京都 中央区					4	賃借 (注) 2
株式会社東海東京調査センター	名古屋市 東区他	5			5	45	賃借 (注) 2
東海東京アカデミー株式会社	東京都 中央区他	0			0	15	賃借 (注) 2
東海東京サービス株式会社	名古屋市 千種区他	160	237	556.63	398	10	保有・ 賃借 (注) 2
東海東京ビジネスサービス株式会社	東京都 中央区	0			0	33	賃借 (注) 2

(注) 1 賃借物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 東海東京証券株式会社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

平成25年3月31日現在

会社名	所在地	建物及び 構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
東海東京証券香港	中国 香港	0			0	11	賃借
東海東京証券ヨーロッパ	英国 ロンドン市	2			2	6	賃借
東海東京証券アメリカ	米国 ニューヨーク市					1	賃借
東海東京シンガポール	シンガポール	6			6	8	賃借

(注) 1 賃借物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

なお、「設備の状況」に記載の金額については、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。 なお、平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年8月24日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	297(注)1	253(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	297,000(注)1	253,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり358(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日 ～平成26年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 442 資本組入額 221(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

第1回第2号新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年12月21日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	42(注)1	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)1	30,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり378(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日 ～平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465 資本組入額 232(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
- ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

第2回新株予約権

平成22年6月29日定時株主総会決議、平成22年12月20日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	425(注)1	365(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	425,000(注)1	365,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり332(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年2月1日 ～平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第3回新株予約権

平成23年6月29日定時株主総会決議、平成23年9月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,014(注)1	1,014(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,014,000(注)1	1,014,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり249(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日 ～平成28年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権

が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第4回新株予約権

平成24年6月27日定時株主総会決議、平成24年8月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	935(注)1	935(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	935,000(注)1	935,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり275(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 329 資本組入額 164(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都

合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。))の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月29日	5,000	280,582		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却(平成21年12月21日取締役会決議)による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		66	38	360	140	3	15,391	15,998	
所有株式数 (単元)		122,511	3,343	38,410	32,150	18	82,503	278,935	1,647,115
所有株式数 の割合(%)		43.92	1.20	13.77	11.52	0.01	29.58	100.00	

(注) 1 自己株式16,131,363株は「個人その他」に16,131単元、「単元未満株式の状況」に363株を含めて記載しております。

なお、自己株式16,131,363株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成25年3月31日現在の実保有残高は16,122,363株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

3 平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	20,236	7.21
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	17,283	6.16
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	14,280	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	12,329	4.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016	4.28
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,461	1.23
計		101,439	36.15

(注) 1 上記のほか、当社が保有しております自己株式16,130千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.75%)があります。なお、この自己株式の中には、株主名簿確定後、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した8千株が含まれております。

- 2 当事業年度中において、大和住銀投信投資顧問株式会社から当社株式を保有する旨の大量保有報告書が、平成24年10月17日付(報告義務発生日 平成24年10月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当事業年度末において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都千代田区霞が関3-2-1	14,107	5.03

- 3 当事業年度中において、シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネジメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成25年2月4日付(報告義務発生日 平成25年1月31日)で関東財務局長に提出されておりますが、当事業年度末において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	5,030	1.79
シュロージャー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、 グレシャム・ストリート31	4,628	1.65
シュロージャー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、 グレシャム・ストリート31	2,521	0.90

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,130,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 262,805,000	262,805	単元株式数1,000株
単元未満株式	普通株式 1,647,115		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		262,805	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が363株含まれております。

3 平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 - 6 - 2	16,130,000		16,130,000	5.75
計		16,130,000		16,130,000	5.75

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

なお、自己株式の中には、株主名簿確定後、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した8,000株が含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第97期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第1回新株予約権(平成21年8月24日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員4名、従業員13名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与15名、従業員106名、合計143名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第1回第2号新株予約権(平成21年12月21日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社の執行役員・参与3名、従業員19名、合計22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第98期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成22年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第2回新株予約権(平成22年12月20日取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員7名、従業員8名及び当社子会社の取締役4名、執行役員20名、従業員144名、合計185名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第99期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成23年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第3回新株予約権(平成23年9月26日取締役会決議)

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参与21名、従業員139名、合計184名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第100期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第4回新株予約権(平成24年8月27日取締役会決議)

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与22名、従業員146名、合計194名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	26,667	10,638,474
当期間における取得自己株式	1,182	954,611

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他	788,000	332,796,826	116,070	49,066,384
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した取得自己株式)	(788,000)	(332,796,826)	(116,000)	(49,008,144)
(単元未満株式の買増請求により譲渡した取得自己株式)	()	()	(70)	(58,240)
保有自己株式数	16,122,363		16,007,475	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループの主たる業務は金融商品取引業であり、金融商品取引業界の収益は市況動向による影響を大きく受けやすいことから、利益配分にあたっては、内部留保の充実に努めるとともに、配当政策といたしましては、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な利益還元を実施することを基本方針といたしております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき12円(普通配当12円)とし、中間配当金4円と合わせて16円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は37.4%、連結株主資本配当率は3.6%、また、当事業年度の配当性向は259.7%、株主資本配当率は4.2%となりました。

なお、今後の配当政策といたしましても、安定的かつ適切な利益還元を意識しながら、毎期の業績変化をより反映したものといたす所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年10月29日取締役会決議	1,054	4.00
平成25年6月27日定時株主総会決議	3,173	12.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	505	395	392	333	708
最低(円)	143	179	180	186	235

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	298	354	405	462	540	708
最低(円)	247	288	327	374	460	524

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役 取締役社長 最高経営責任者		石田 建昭	昭和21年1月2日生	昭和43年4月 株式会社東海銀行入行 平成4年4月 欧州東海銀行頭取 平成6年6月 株式会社東海銀行取締役 平成8年6月 同行常務取締役 平成10年6月 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 平成13年4月 欧州東海銀行会長 平成14年4月 U F J インターナショナル会長 平成15年4月 同社社長 平成16年5月 当社顧問 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年3月 当社取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者(現任) 平成21年4月 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者CEO(現任)	(注)3	245
代表取締役 取締役副社長	ビジネス戦略グループ担任	前村 善美	昭和28年1月22日生	昭和50年4月 株式会社東海銀行入行 平成6年2月 同行蓮田支店長 平成8年1月 欧州東海銀行副頭取 平成12年1月 株式会社東海銀行投資銀行企画部参事役 平成13年4月 株式会社U F J ホールディングス法人企画部長 平成14年1月 株式会社U F J 銀行執行役員 平成16年5月 同行常務執行役員 平成17年10月 当社顧問 平成18年3月 当社常務執行役員リテールカンパニー長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員リテールカンパニー長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員投資銀行カンパニー長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員戦略事業グループ担任 平成22年4月 浜銀T T証券株式会社取締役副社長 平成24年4月 当社専務執行役員 特命担当 平成24年6月 当社取締役専務執行役員 社長補佐 平成25年4月 当社取締役専務執行役員 ビジネス戦略グループ担任 平成25年4月 東海東京証券株式会社副会長 最高経営責任者CEO補佐 平成25年6月 当社代表取締役副社長 ビジネス戦略グループ担任(現任) 平成25年6月 東海東京証券株式会社取締役副会長 最高経営責任者CEO補佐(現任)	(注)3	59
取締役専務執行役員	総合企画グループ担任	小原 賢三	昭和29年10月21日生	昭和54年4月 株式会社東海銀行入行 平成8年5月 欧州東海銀行出向 平成14年6月 U F J つばさ証券株式会社総合リスク管理部付部長 平成17年9月 当社審査部付部長 平成18年3月 当社審査部長 平成19年1月 当社企画・管理本部長付部長 平成19年4月 当社経営情報部長 平成20年4月 当社財務戦略部門副部門長兼審査部、市場リスク管理部副担当 平成21年4月 東海東京証券株式会社執行役員 企画・管理本部副本部長兼財務部、資金・証券決済部、市場リスク管理部、審査部担当兼審査部長 平成22年4月 同社執行役員 オペレーション本部長 平成24年4月 同社常務執行役員 企画・管理本部長 平成25年4月 当社専務執行役員 総合企画グループ担任 平成25年6月 当社取締役専務執行役員 総合企画グループ担任(現任)	(注)3	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	取締役会議長	鈴木 郁雄	昭和19年1月2日生	昭和41年4月 株式会社東海銀行入行 平成5年6月 同行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成10年5月 ユニー株式会社非常勤取締役 平成10年6月 株式会社東海銀行専務取締役 平成11年6月 同行専務執行役員 平成13年4月 同行副頭取執行役員 平成14年1月 ユニー株式会社取締役 平成14年5月 同社取締役会長 平成18年6月 当社取締役 平成19年2月 ユニー株式会社取締役相談役 平成19年5月 同社相談役 平成19年6月 当社取締役 取締役会議長(現任) 平成21年4月 東海東京証券株式会社取締役 取締役会議長(現任)	(注)3	49
取締役		森末 暢博	昭和18年8月28日生	昭和40年9月 司法試験合格 昭和41年4月 大蔵省入省 平成8年4月 弁護士登録(森末法律事務所所長)(現任) 平成18年6月 当社監査役 平成21年4月 東海東京証券株式会社監査役(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	(注)3	20
取締役		水野 一郎	昭和19年3月10日生	昭和41年4月 三菱商事株式会社入社 平成3年5月 同社企業情報部長 平成5年10月 同社為替部長 平成9年6月 同社財務部長 平成13年6月 同社執行役員 新機能グループCFO 平成15年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成15年6月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成18年4月 同社代表取締役(兼)副社長執行役員(CFO) 平成22年6月 東海東京証券株式会社取締役 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役		説田 公人	昭和35年3月13日生	昭和58年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成4年1月 同社経理部係長 平成5年1月 同社人事部係長 平成9年1月 同社経理部係長 平成10年1月 同社経理部主幹 平成11年6月 同社東京秘書部主幹 平成15年1月 同社東京秘書部主査 平成16年1月 トヨタパーソナルサポート株式会社取締役 平成19年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社出向 平成23年1月 トヨタ自動車株式会社総務部長 平成25年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社執行役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
監査役(常勤)		竹内 晃	昭和32年4月1日生	昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成20年4月 当社法務部付部長 平成21年4月 当社コンプライアンス部長 平成22年11月 当社総合リスク管理部長 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 東海東京証券株式会社監査役(現任)	(注)4	16
監査役		滝沢 吉彦	昭和28年3月24日生	昭和51年4月 当社入社 平成7年8月 当社恵比寿支店長 平成10年2月 当社リスク管理部長 平成13年4月 当社商品企画部長 平成14年10月 当社事務システム部長 平成19年4月 当社売買管理部長 平成21年4月 東海東京証券株式会社執行役員コンプライアンス・業務統括本部長 平成22年4月 同社執行役員コンプライアンス・リスク統括本部長 平成22年11月 同社執行役員コンプライアンス本部長 平成24年4月 同社執行役員オペレーション本部長 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成24年6月 東海東京証券株式会社監査役(現任)	(注)5	29

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
監査役		柏木茂雄	昭和25年7月20日生	昭和48年4月 平成11年7月 平成15年7月 平成16年5月 平成19年6月 平成21年6月	大蔵省入省 東海財務局長 財務総合政策研究所次長 大臣官房付(国際通貨基金理事) 慶應義塾大学大学院商学研究科教授(現任) 当社監査役(現任)	(注)6	
監査役		田中一好	昭和18年10月25日生	昭和42年4月 平成6年6月 平成8年6月 平成11年6月 平成14年1月 平成14年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年4月 平成19年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年6月	株式会社東海銀行入行 同行取締役 同行常務取締役 同行専務取締役 セントラルリース株式会社顧問 同社副社長執行役員 同社取締役副社長兼執行役員 同社取締役社長兼代表執行役員 U F J セントラルリース株式会社取締役社長兼社長執行役員 三菱U F J リース株式会社取締役会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役 当社監査役(現任) 三菱U F J リース株式会社相談役(現任)	(注)6	2
監査役		木下栄一郎	昭和16年8月30日生	昭和39年4月 平成8年2月 平成10年9月 平成10年12月 平成11年11月 平成13年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成17年10月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年6月	日本銀行入行 同行理事大阪支店長 N T T システム技術株式会社顧問 株式会社ボストンコンサルティンググループ特別顧問 N T T システム技術株式会社取締役会長 名古屋鉄道株式会社専務取締役 同社鉄道事業本部長 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社代表取締役会長 当社監査役(現任) 名古屋鉄道株式会社取締役相談役 農林中央金庫経営管理委員(現任) 名古屋鉄道株式会社相談役(現任) 川崎汽船株式会社取締役(現任)	(注)7	
計							435

- (注) 1 鈴木郁雄、森末暢博、水野一郎及び説田公人の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 柏木茂雄、田中一好及び木下栄一郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 竹内晃氏の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 滝沢吉彦氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 柏木茂雄及び田中一好の2氏の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 木下栄一郎氏の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える態勢を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンス態勢の強化・充実に努めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行機能を強化するため執行役員制度を導入しております。経営機関としては経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会(取締役7名)、監査機関として監査役会(監査役5名)があります。さらに会社業務の全般的な執行方針を協議するため、社長及びその指名する取締役・執行役員からなる経営会議を設置し、月2回以上開催しております。

また、取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する執行取締役と執行取締役以外の非執行取締役に分離し、業務執行の責任を担う取締役と業務執行の監督機能を担う取締役に役割を分離したことにより、それぞれの機能の強化を図っております。

さらに経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い見識をお持ちの社外取締役4名と社外監査役3名を招聘しております。この結果、当社の取締役会は社内取締役3名、社外取締役4名の構成で、取締役会議長は社外取締役が務めるとともに、監査役会は社内監査役2名、社外監査役3名の構成となり、それぞれにおける牽制機能を強化しております。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範、及び「コンプライアンス規程」等の諸規則を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

当社は、コンプライアンス、リスク管理及び災害危機管理に関する事項を協議・立案するため総合リスク管理委員会を設置、毎月開催し、その結果を取締役会へ報告又は提案しております。また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティ体制の整備の状況

当社が保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては監査部(2名、その他、東海東京証券株式会社の従業員10名が当社監査部を兼務しております。)を執行組織から分離し、監査委員会の下に位置付け、その独立性と実効性を確保しております。監査委員会の委員長には、非執行取締役が就任し、社外取締役に委員となつていただくことにより、監査部からの監査報告に基づき、業務執行から離れた客観的な協議が行われる態勢を整備しております。

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの定期的な報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部及び会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査しております。

各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役及び社外監査役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的关系がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役及び社外監査役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役及び社外監査役が保有する当社株式につきましては、「5 役員 の状況」に記載のとおりです。

なお、社外取締役の説田公人氏が在籍するトヨタ自動車株式会社は、同社の子会社であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社と共同で、当社の議決権総数の6.75%(平成25年3月31日現在)を保有しております。

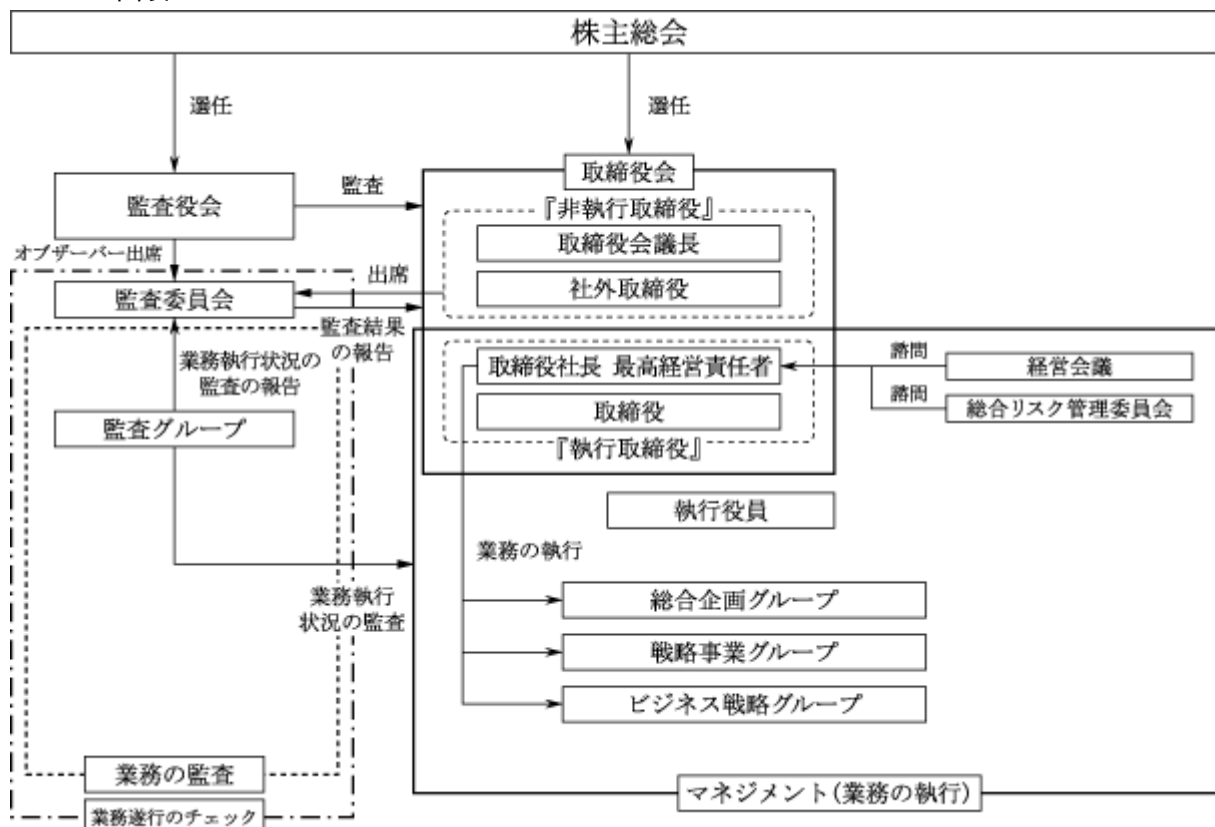
各社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役及び社外監査役が直接利害関係を有するものではありません。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針を定めておりませんが、当社の社外取締役及び社外監査役は、独立して監督機能又は監査機能を発揮し、それぞれの職務を適切に遂行できるものと判断しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

<図表>



役員の報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)	
取締役 (社外取締役を除く。)	224	134	1	88		5
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18				3
社外役員	56	51		4		6

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額			
				基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)
石田 建昭	122	取締役	提出会社	61	1	48	
		取締役	東海東京証券 株式会社	11	0		

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、社外役員からなる報酬協議会を設置しております。報酬協議会では、内規に従って報酬が決定されているか確認するとともに、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の水準について社長及び取締役会に対して提言を行っております。

株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 153銘柄

貸借対照表計上額の合計額 9,105百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
国泰君安国際控股有限公司	20,000,000	497	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	324	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	286	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	272	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	258	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	236	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	168	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	161	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	157	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	136	取引関係の強化を図るため
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	46,461	126	取引関係の強化を図るため
株式会社百五銀行	300,000	114	取引関係の強化を図るため
株式会社八千代銀行	50,000	101	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	61	取引関係の強化を図るため
株式会社みちのく銀行	339,000	57	取引関係の強化を図るため
株式会社A Tグループ	38,000	43	取引関係の強化を図るため
株式会社肥後銀行	86,000	42	取引関係の強化を図るため
株式会社第三銀行	219,000	38	取引関係の強化を図るため
株式会社テクノ菱和	60,280	26	取引関係の強化を図るため
株式会社宮崎銀行	110,000	25	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	25,000	22	取引関係の強化を図るため
シーキューブ株式会社	65,900	21	取引関係の強化を図るため
株式会社清水銀行	5,900	19	取引関係の強化を図るため
東邦瓦斯株式会社	35,000	17	取引関係の強化を図るため
大阪証券金融株式会社	87,000	16	取引関係の強化を図るため
M S & A Dインシュアランス グループホールディングス 株式会社	9,500	16	取引関係の強化を図るため
平和不動産株式会社	60,500	13	取引関係の強化を図るため
日本碍子株式会社	11,000	12	取引関係の強化を図るため
名糖運輸株式会社	20,000	12	取引関係の強化を図るため
愛知時計電機株式会社	27,000	8	取引関係の強化を図るため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社日本取引所グループ	201,900	1,722	取引関係の強化を図るため
国泰君安国際控股有限公司	20,000,000	819	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャル グループ	431,000	410	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	320	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	291	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	284	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	268	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	204	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	196	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	192	取引関係の強化を図るため
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	46,461	175	取引関係の強化を図るため
株式会社八千代銀行	50,000	155	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	100,000	145	取引関係の強化を図るため
株式会社百五銀行	300,000	140	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	130	取引関係の強化を図るため
株式会社みちのく銀行	339,000	77	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	58	取引関係の強化を図るため
株式会社ATグループ	38,000	56	取引関係の強化を図るため
株式会社第三銀行	219,000	39	取引関係の強化を図るため
株式会社宮崎銀行	110,000	29	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	25,000	28	取引関係の強化を図るため
シーキューブ株式会社	65,900	26	取引関係の強化を図るため
大阪証券金融株式会社	87,000	24	取引関係の強化を図るため
平和不動産株式会社	12,100	22	取引関係の強化を図るため
東邦瓦斯株式会社	35,000	21	取引関係の強化を図るため
MS&ADインシュアランス グループホールディングス 株式会社	9,500	19	取引関係の強化を図るため
株式会社清水銀行	5,900	16	取引関係の強化を図るため
名糖運輸株式会社	20,000	12	取引関係の強化を図るため
株式会社ノザワ	52,000	11	取引関係の強化を図るため
日本碍子株式会社	11,000	11	取引関係の強化を図るため

保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	受取配当金 の合計額 (百万円)	売却損益 の合計額 (百万円)	評価損益 の合計額 (百万円)
非上場株式	0	0			0
非上場株式以外の株式	255	3	3	21	0

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社肥後銀行	86,000	41
株式会社テクノ菱和	60,280	25
日本車輛製造株式会社	4,000	1
ソネットエンタテインメント株式会社	1	0

(注) 当事業年度中に全ての株式を売却したため、「貸借対照表計上額」は、売却価額を記載しております。

会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 水上圭祐(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 青木裕晃(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 鈴木晴久(有限責任監査法人トーマツ)

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 6名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

取締役の定数

当社は、取締役を12名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	22	2	22	2
連結子会社	31	5	30	5
計	53	7	52	7

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに309千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに12千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに18千米ドルの監査報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに309千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに12千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに19千米ドルの監査報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表及び第101期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 43,701	2 48,857
預託金	18,394	23,288
顧客分別金信託	16,805	21,705
その他の預託金	1,589	1,583
トレーディング商品	2 198,470	2 203,401
商品有価証券等	181,580	200,738
デリバティブ取引	16,890	2,663
約定見返勘定	28,520	-
信用取引資産	24,405	31,817
信用取引貸付金	15,889	29,557
信用取引借証券担保金	8,515	2,259
有価証券担保貸付金	278,862	269,568
借入有価証券担保金	221,156	209,498
現先取引貸付金	57,706	60,070
立替金	67	43
募集等払込金	224	238
短期差入保証金	6,326	7,948
短期貸付金	60	93
有価証券	100	-
未収収益	1,742	2,245
繰延税金資産	1,000	2,980
その他	1,376	1,459
貸倒引当金	18	31
流動資産合計	603,235	591,911
固定資産		
有形固定資産	1, 2 8,805	1, 2 8,787
建物	2,274	2,110
器具備品	1,205	1,467
土地	5,325	5,209
無形固定資産	4,325	3,001
ソフトウェア	4,182	2,860
電話加入権	143	140
投資その他の資産	24,850	26,361
投資有価証券	6 15,297	2, 6 17,917
長期差入保証金	2,096	2,062
繰延税金資産	1,137	805
その他	2, 6 7,490	2, 6 6,732
貸倒引当金	1,171	1,157
固定資産合計	37,981	38,150
資産合計	641,216	630,061

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	111,181	93,955
商品有価証券等	99,190	87,628
デリバティブ取引	11,990	6,327
約定見返勘定	-	33,676
信用取引負債	12,320	19,074
信用取引借入金	2 9,686	2 17,065
信用取引貸証券受入金	2,634	2,009
有価証券担保借入金	143,126	153,667
有価証券貸借取引受入金	2 31,357	2 38,909
現先取引借入金	2 111,769	2 114,758
預り金	14,242	18,588
受入保証金	4,561	5,481
短期借入金	2 218,246	2 142,328
短期社債	6,500	10,000
1年内償還予定の社債	9,387	6,203
未払法人税等	1,249	8,022
賞与引当金	1,684	5,052
役員賞与引当金	18	93
その他	2,053	3,243
流動負債合計	524,571	499,388
固定負債		
社債	130	1,924
長期借入金	2 3,700	2 3,760
退職給付引当金	1,514	1,478
役員退職慰労引当金	113	69
負ののれん	113	-
その他	648	856
固定負債合計	6,219	8,088
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	165	187
特別法上の準備金合計	5 165	5 187
負債合計	530,956	507,664

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,154	33,282
利益剰余金	47,178	56,342
自己株式	4,402	4,207
株主資本合計	111,930	121,416
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,223	1,186
為替換算調整勘定	873	656
その他の包括利益累計額合計	2,096	530
新株予約権	114	114
少数株主持分	310	335
純資産合計	110,259	122,397
負債純資産合計	641,216	630,061

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	24,191	36,659
委託手数料	6,006	9,995
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	431	720
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	11,704	19,763
その他の受入手数料	6,048	6,180
トレーディング損益	25,593	28,301
金融収益	2,846	2,893
営業収益計	52,631	67,854
金融費用	1,875	1,900
純営業収益	50,756	65,954
販売費及び一般管理費		
取引関係費	8,451	9,109
人件費	22,708	26,188
不動産関係費	5,959	6,074
事務費	5,803	5,140
減価償却費	2,802	2,466
租税公課	510	642
その他	1,157	1,081
販売費及び一般管理費合計	47,392	50,702
営業利益	3,363	15,252
営業外収益		
受取配当金	407	311
受取家賃	950	931
負ののれん償却額	150	113
持分法による投資利益	357	838
その他	213	210
営業外収益合計	2,078	2,405
営業外費用		
不動産賃貸原価	288	250
その他	75	87
営業外費用合計	364	337
経常利益	5,077	17,320

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	2 184
投資有価証券売却益	54	155
事業譲渡益	-	389
退職給付信託設定益	187	-
金融商品取引責任準備金戻入	4	-
特別利益合計	247	729
特別損失		
固定資産除却損	3 34	3 82
投資有価証券売却損	30	72
有価証券評価減	4 490	4 60
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	22
特別損失合計	555	237
税金等調整前当期純利益	4,769	17,812
法人税、住民税及び事業税	1,432	8,712
法人税等調整額	781	2,196
法人税等合計	2,214	6,515
少数株主損益調整前当期純利益	2,555	11,296
少数株主利益	9	23
当期純利益	2,545	11,273

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,555	11,296
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	130	2,411
為替換算調整勘定	76	217
その他の包括利益合計	206	2,629
包括利益	2,348	13,926
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,333	13,900
少数株主に係る包括利益	14	25

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	36,000	36,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	36,000	36,000
資本剰余金		
当期首残高	33,155	33,154
当期変動額		
自己株式の処分	0	127
当期変動額合計	0	127
当期末残高	33,154	33,282
利益剰余金		
当期首残高	46,805	47,178
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	2,545	11,273
当期変動額合計	373	9,163
当期末残高	47,178	56,342
自己株式		
当期首残高	1,416	4,402
当期変動額		
自己株式の取得	2,986	10
自己株式の処分	1	205
当期変動額合計	2,985	194
当期末残高	4,402	4,207
株主資本合計		
当期首残高	114,543	111,930
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	2,545	11,273
自己株式の取得	2,986	10
自己株式の処分	0	332
当期変動額合計	2,612	9,485
当期末残高	111,930	121,416

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,088	1,223
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135	2,410
当期変動額合計	135	2,410
当期末残高	1,223	1,186
為替換算調整勘定		
当期首残高	797	873
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	76	217
当期変動額合計	76	217
当期末残高	873	656
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,885	2,096
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	211	2,627
当期変動額合計	211	2,627
当期末残高	2,096	530
新株予約権		
当期首残高	59	114
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	0
当期変動額合計	54	0
当期末残高	114	114
少数株主持分		
当期首残高	297	310
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	24
当期変動額合計	13	24
当期末残高	310	335
純資産合計		
当期首残高	113,015	110,259
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	2,545	11,273
自己株式の取得	2,986	10
自己株式の処分	0	332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	142	2,651
当期変動額合計	2,755	12,137
当期末残高	110,259	122,397

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,769	17,812
減価償却費	2,802	2,466
負ののれん償却額	150	113
持分法による投資損益(は益)	357	838
退職給付引当金の増減額(は減少)	290	36
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	43
貸倒引当金の増減額(は減少)	36	1
受取利息及び受取配当金	3,256	3,206
支払利息	1,875	1,900
有価証券評価損益(は益)	2 490	2 60
投資有価証券売却損益(は益)	24	82
事業譲渡損益(は益)	-	389
固定資産売却損益(は益)	-	184
固定資産除却損	34	82
退職給付信託設定損益(は益)	187	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	899	5,075
募集等払込金の増減額(は増加)	92	14
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	21,646	4,930
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	12,464	17,225
信用取引資産の増減額(は増加)	5,611	7,466
信用取引負債の増減額(は減少)	3,035	6,808
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	25,575	9,293
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	19,409	10,541
預り金の増減額(は減少)	10,261	4,499
受入保証金の増減額(は減少)	2,072	920
その他の資産の増減額(は増加)	18,860	26,662
その他の負債の増減額(は減少)	207	38,357
小計	44,034	79,796
利息及び配当金の受取額	3,343	3,223
利息の支払額	1,920	1,940
法人税等の支払額	524	2,058
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,135	79,020

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	357	395
有形固定資産の売却による収入	0	278
無形固定資産の取得による支出	1,274	429
投資有価証券の取得による支出	203	260
投資有価証券の売却による収入	163	1,109
事業譲渡による収入	-	799
差入保証金の差入による支出	47	51
差入保証金の回収による収入	477	57
その他	227	659
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,469	1,767
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	31,416	76,000
長期借入れによる収入	3,700	200
長期借入金の返済による支出	2,940	60
短期社債の発行による収入	29,500	48,500
短期社債の償還による支出	32,000	45,000
社債の発行による収入	18,439	17,854
社債の償還による支出	16,651	19,435
ストックオプションの行使による収入	-	272
自己株式の取得による支出	2,982	-
自己株式の純増減額（は増加）	3	10
配当金の支払額	2,172	2,109
少数株主への配当金の支払額	0	0
その他	-	74
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,304	75,863
現金及び現金同等物に係る換算差額	94	236
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	18,394	5,161
現金及び現金同等物の期首残高	61,725	43,330
現金及び現金同等物の期末残高	1 43,330	1 48,491

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社(当連結会計年度末現在)

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社
宇都宮証券株式会社
東海東京アセットマネジメント株式会社
東海東京SWPコンサルティング株式会社
東海東京インベストメント株式会社
株式会社東海東京調査センター
東海東京アカデミー株式会社
東海東京サービス株式会社
東海東京ビジネスサービス株式会社
池田泉州TT証券準備株式会社
東海東京証券香港
東海東京証券ヨーロッパ
東海東京証券アメリカ
東海東京シンガポール
TTI中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合
TTAMレジデンス合同会社
Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited
Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited

非連結子会社としておりましたTokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited及びTokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limitedは、連結財務諸表に与える影響額の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

N - residence 1号合同会社は、平成24年8月に清算結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

池田泉州TT証券準備株式会社は、平成25年1月に設立したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称等

一般社団法人YST

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社

浜銀T T証券株式会社

西日本シティT T証券株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

一般社団法人Y S T

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ、東海東京証券アメリカ、東海東京シンガポール、T T I 中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合、Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited、Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limitedの9社は12月31日、また、T T A Mレジデンス合同会社は2月28日であり、他の10社は3月31日であります。なお、連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価等をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 3～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、「法人税法」の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の「法人税法」に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 負ののれんの償却方法及び償却期間

負ののれんについては、3～5年間で均等償却しております。(平成22年3月31日以前発生分)

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定であります。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	8,104百万円	8,096百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(平成24年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	投資その他 の資産 (その他) (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	172,830		135,021		135,021
金融機関借入金	171,200		133,322		133,322
証券金融会社借入金	1,630		1,699		1,699
信用取引借入金	8,532		399		399
有価証券貸借取引受入金	31,357		11,718		11,718
現先取引借入金	111,751		9,995		9,995
長期借入金	3,700	84		5,048	5,132
計	328,171	84	157,134	5,048	162,267

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券2,684百万円、短期借入有価証券118,387百万円、現先取引により調達した有価証券56,874百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品5,432百万円、有形固定資産278百万円、信用取引の自己融資見返り株券96百万円を差入れております。
3 長期借入金の担保に供している現金及び預金、投資その他の資産(その他)は信託受益権であり、当該信託受益権には固定負債(その他)48百万円が含まれております。
4 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	投資有価 証券 (百万円)	投資その他 の資産 (その他) (百万円)
短期借入金	94,730		97,306		97,306
金融機関借入金	93,100		95,606		95,606
証券金融会社借入金	1,630		1,699		1,699
信用取引借入金	14,350		399		399
有価証券貸借取引受入金	38,909		9,854		9,854
現先取引借入金	114,507		8,198		8,198
長期借入金	3,840	159		415	4,384
計	266,338	159	115,759	415	120,718

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券1,040百万円、短期借入有価証券124,820百万円、現先取引により調達した有価証券60,665百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品8,564百万円、有形固定資産86百万円、信用取引の自己融資見返り株券36百万円を差入れております。
3 長期借入金の担保に供している現金及び預金、投資その他の資産(その他)は信託受益権であり、当該信託受益権には固定負債(その他)44百万円が含まれております。
4 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
信用取引貸証券	4,035百万円	2,531百万円
信用取引借入金の本担保証券	8,751	16,781
短期貸付有価証券	31,545	39,394
現先取引により売却した有価証券	111,519	114,997
差入証拠金代用有価証券	4,470	7,449
差入保証金代用有価証券	7,354	8,532

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	15,776百万円	28,730百万円
信用取引借証券	8,425	2,279
短期借入有価証券	220,891	210,797
現先取引により買付した有価証券	57,463	60,698
受入証拠金代用有価証券	9,158	7,923
受入保証金代用有価証券	22,818	26,924
その他	406	393

4 保証債務等

連結子会社従業員の金融機関等からの借入金に対する債務保証の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
連結子会社従業員(3名)	2百万円	連結子会社従業員(2名) 1百万円

5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

6 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	5,978百万円	6,436百万円
その他の投資等(出資金)	4	1

(連結損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
賞与引当金繰入れ	1,684百万円	5,052百万円
役員賞与引当金繰入れ	18	93
退職給付費用	1,136	866
役員退職慰労引当金繰入れ	42	22

2 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び土地		139百万円
賃貸不動産		44
計		184

3 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	6百万円	6百万円
器具備品	18	23
ソフトウェア	0	43
その他	9	8
計	34	82

4 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	341百万円	2,942百万円
組替調整額	211	17
税効果調整前	130	2,959
税効果額		548
その他有価証券評価差額金	130	2,411
為替換算調整勘定		
当期発生額	76	217
組替調整額		
税効果調整前	76	217
税効果額		
為替換算調整勘定	76	217
その他の包括利益合計	206	2,629

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,956,944	12,930,119	3,367	16,883,696

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得12,911,000株及び単元未満株式の買取請求19,119株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	114
合計		114

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,106	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	1,065	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,054	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,883,696	26,667	788,000	16,122,363

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡したものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	114
合計		114

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 6月27日 定時株主総会	普通株式	1,054	4.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	1,054	4.00	平成24年 9月30日	平成24年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,173	12.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金及び預金	43,701百万円	48,857百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	370	365
現金及び現金同等物	43,330	48,491

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

[次へ](#)

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取り組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券 顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金 機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。さらに、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、平成25年2月、リスク管理の質的向上を図るため、リスク管理委員会を市場リスク委員会及び信用・オペリスク委員会へ再編のうえ、設置するとともに、関連規程を制定・改正し、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。この目標値から導出されますリスク上限を市場リスク委員会での審議を経て取締役会で決裁しております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署（以下、「リスク管理部署」という。）が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場リスク委員会を毎月2回、信用・オペリスク委員会を毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づきトレーディング業務につきまして、市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出されたリスク上限の範囲内で、全社市場リスク上限を取締役会で設定しております。さらに、その上限の範囲内で、市場リスク委員会におきまして、自己ポジションを保有する所管部署ごとに、各所管部署ごとの予算・収益状況を勘案しつつVaR(バリュー・アット・リスク)ベースのポジション枠を設定して市場リスクを制限し、また、所管部署ごとに期中・月中口スリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止するとともに、社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対する市場リスクの管理手法としましては、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(信頼区間99%、保有期間10日、観測期間750日)による管理を採用し、VaRに加えてストレス値(保有期間1日及び10日、観測期間750日)も計測するとともに、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的実施しております。

また、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署につきましては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。

設定・配分された所管部署ごとのリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。さらに、取締役会においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
東海東京証券株式会社のトレーディング業務の市場リスク量(損失額の推計値)	214百万円	214百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉出来ない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出されたリスク上限の範囲内で、全社与信リスク上限を取締役会で設定するとともに、その上限の範囲内におきまして、市場リスク委員会にて商品別に与信リスク枠を設定し管理しております。さらに、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、あるいは東海東京証券株式会社の自己資本等を勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行っております。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部店が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求などの保全手段の確保等の対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、信用・オペリスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。さらに、取締役会においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、資金繰り管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに資金繰りの状況を正確に把握し、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格等に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	43,701	43,701	
(2) 預託金	18,394	18,394	
(3) 商品有価証券等(資産)	181,580	181,580	
(4) 約定見返勘定	28,520	28,520	
(5) 信用取引資産	24,405	24,405	
(6) 有価証券担保貸付金	278,862	278,862	
(7) 短期差入保証金	6,326	6,326	
(8) 有価証券及び投資有価証券	3,824	3,824	
資産計	585,615	585,615	
(1) 商品有価証券等(負債)	99,190	99,190	
(2) 信用取引負債	12,320	12,320	
(3) 有価証券担保借入金	143,126	143,126	
(4) 預り金	14,242	14,242	
(5) 受入保証金	4,561	4,561	
(6) 短期借入金	218,246	218,246	
(7) 短期社債	6,500	6,500	
(8) 1年内償還予定の社債	9,387	9,387	
(9) 未払法人税等	1,249	1,249	
(10) 長期借入金	3,700	3,700	
負債計	512,524	512,524	
デリバティブ取引(資産)	16,943	16,943	
デリバティブ取引(負債)	11,990	11,990	
デリバティブ取引計	28,933	28,933	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)約定見返勘定～(7)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(8)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)信用取引負債～(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		5,978
その他有価証券	株式(非上場)	4,012
	その他	1,582
合計		11,573

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(8)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,109			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(国債)	100	10		
合計	1,209	10		

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
信用取引借入金	9,686				
有価証券貸借取引受入金	31,357				
現先取引借入金	111,769				
短期借入金	218,246				
短期社債	6,500				
社債	9,387	130			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	60	80	80	3,480	
合計	387,007	210	80	3,480	

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	48,857	48,857	
(2) 預託金	23,288	23,288	
(3) 商品有価証券等(資産)	200,738	200,738	
(4) 信用取引資産	31,817	31,817	
(5) 有価証券担保貸付金	269,568	269,568	
(6) 短期差入保証金	7,948	7,948	
(7) 有価証券及び投資有価証券	6,292	6,292	
資産計	588,510	588,510	
(1) 商品有価証券等(負債)	87,628	87,628	
(2) 約定見返勘定	33,676	33,676	
(3) 信用取引負債	19,074	19,074	
(4) 有価証券担保借入金	153,667	153,667	
(5) 預り金	18,588	18,588	
(6) 受入保証金	5,481	5,481	
(7) 短期借入金	142,328	142,328	
(8) 短期社債	10,000	10,000	
(9) 1年内償還予定の社債	6,203	6,203	
(10) 未払法人税等	8,022	8,022	
(11) 長期借入金	3,760	3,760	
負債計	488,431	488,431	
デリバティブ取引(資産)	2,803	2,803	
デリバティブ取引(負債)	6,327	6,327	
デリバティブ取引計	9,131	9,131	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		6,436
その他有価証券	株式(非上場)	3,468
	その他	1,719
合計		11,625

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,608			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(国債)		10		
合計	1,608	10		

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
信用取引借入金	17,065				
有価証券貸借取引受入金	38,909				
現先取引借入金	114,758				
短期借入金	142,248				
短期社債	10,000				
社債	6,203		1,724		200
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	80	80	3,680		
合計	329,264	80	5,404		200

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(平成24年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	9,487	341	17,348	523
債券	157,937	1,079	81,801	281
受益証券等	14,155	142	41	1

当連結会計年度(平成25年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	6,647	745	4,646	487
債券	177,888	2,076	82,981	558
受益証券等	16,201	809	0	0

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	593	491	101
	債券	10	10	0
	国債・地方債等	10	10	0
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	603	501	102
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	3,121	4,273	1,152
	債券	100	101	1
	国債・地方債等	100	101	1
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	3,221	4,374	1,153
合計	3,824	4,876	1,051	

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	3,694	1,512	2,181
	債券	10	10	0
	国債・地方債等	10	10	0
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	3,704	1,522	2,181
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	2,587	3,130	542
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	2,587	3,130	542
合計	6,292	4,653	1,638	

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	109	54	30
債券			
その他	53		
合計	163	54	30

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,033	155	72
債券			
その他	75		
合計	1,109	155	72

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について490百万円(その他有価証券の株式464百万円、その他26百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について60百万円(その他有価証券の株式43百万円、その他16百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	17,682		166	166
	買建	14,450		22	22
	通貨オプション取引				
	売建	86,997	49,046	3,248	1,001
	買建	48,925	35,289	989	351
	通貨スワップ取引	47,290	40,266	1,491	1,491
	為替証拠金取引				
	売建	1,505		45	45
	買建	1,445		13	13

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引及び為替証拠金取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	24,594		79	79
	買建	19,049		73	73
	通貨オプション取引				
	売建	83,294	39,004	5,023	1,070
	買建	32,678	24,957	235	928
	通貨スワップ取引	33,280	23,635	928	928
	為替証拠金取引				
	売建	699		4	4
	買建	682		12	12

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引及び為替証拠金取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物取引				
	売建	4,961		11	11
	買建	2,697		0	0
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	139,529	96,061	3,905	3,905
	支払固定・受取変動	140,482	96,006	4,047	4,047
	受取変動・支払変動	9,700	4,700	21	21

(注) 債券先物取引、金利スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物取引				
	売建	2,656		0	0
	買建	1,309		0	0
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	122,394	97,141	4,738	4,738
	支払固定・受取変動	133,181	103,897	5,020	5,020
	受取変動・支払変動	8,000	5,800	16	16

(注) 債券先物取引、金利スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	33,685		721	721
	買建	23,375		598	598
	株価指数オプション取引				
	売建	497,903	3,960	8,472	1,822
	買建	382,612	4,388	8,301	2,341
	株券オプション取引				
	売建				
	買建	1,004		86	72
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	414		0	0
	買建	1,032		21	16
	株券店頭オプション取引				
	売建	239		10	1
	買建	55,198		5,794	1,424
	エクイティスワップ取引	706	170	50	50

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	4,883		237	237
	買建	251		9	9
	株価指数オプション取引				
	売建	12,677		1,781	1,036
	買建	12,492		1,775	1,259
	株券オプション取引				
	売建				
	買建	226		6	4
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建				
	買建	228		10	8
	株券店頭オプション取引				
	売建	3,012		214	81
	買建	7,060		1,000	218
	エクイティスワップ取引	3,785	3,248	9	9

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(4) 時価算定方法

内規による時価算定基準によっており、主な算定方法は以下のとおりです。

種類	算定方法
株券オプション取引、 株価指数オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
株価指数先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
債券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
株券店頭オプション取引、 特約付株券消費貸借取引、 エクイティスワップ取引	金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値
通貨オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
金利スワップ取引、 通貨スワップ取引	スワップレート、ボラティリティー等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額、ただし、一定の条件の下に金銭の相互支払が発生あるいは消滅するような取引は、受払いネットの金額の確率分布を勘案した将来価値を現在価値に割引く方法で算出した額
為替証拠金取引	業者等の為替レートで邦貨換算した額

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職給付制度として確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、東海東京証券株式会社は退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	10,890百万円	10,915百万円
年金資産(退職給付信託を含む)	8,021	10,068
未積立退職給付債務(+)	2,869	846
未認識数理計算上の差異	1,800	237
未認識過去勤務債務(債務の減額)	445	394
連結貸借対照表計上額純額(+ +)	1,514	1,478
前払年金費用		
退職給付引当金(-)	1,514	1,478

(注) 一部の連結会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用(注)	642百万円	628百万円
利息費用	195	204
期待運用収益	95	105
数理計算上の差異の費用処理額	444	190
過去勤務債務の費用処理額	50	50
退職給付費用(+ + + +)	1,136	866
確定拠出年金に係る要拠出額	478	465
合計(+)	1,615	1,331

(注) 簡便法を採用している連結会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
2.0%	2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	2.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によります。)

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の人情費	57百万円	61百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第1回新株予約権	第1回第2号新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員4名、従業員13名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与15名、従業員106名、合計143名	当社子会社の執行役員・参与3名、従業員19名、合計22名
株式の種類及び付与数	普通株式 667,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成21年8月31日	平成21年12月29日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成21年8月31日～平成23年8月31日	平成21年12月29日～平成23年12月31日
権利行使期間	平成23年9月1日～平成26年8月31日	平成24年1月1日～平成26年12月31日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員7名、従業員8名及び当社子会社の取締役4名、執行役員20名、従業員144名、合計185名	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参与21名、従業員139名、合計184名
株式の種類及び付与数	普通株式 863,000株	普通株式 1,048,000株
付与日	平成23年1月5日	平成23年9月30日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成23年1月5日～平成25年1月31日	平成23年9月30日～平成25年9月30日
権利行使期間	平成25年2月1日～平成28年1月31日	平成25年10月1日～平成28年9月30日

会社名	提出会社
新株予約権の名称	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与22名、従業員146名、合計194名
株式の種類及び付与数	普通株式 939,000株
付与日	平成24年9月7日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員（従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。）たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合（新株予約権者が有期の契約に基づく従業員（契約社員）である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。）による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成24年9月7日～平成26年9月30日
権利行使期間	平成26年10月1日～平成29年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	第1回新株予約権	第1回第2号新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	641,000	100,000
権利確定		
権利行使	332,000	58,000
失効	12,000	
未行使残	297,000	42,000

会社名	提出会社	
	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	853,000	1,043,000
付与		
失効	26,000	29,000
権利確定	827,000	
未確定残		1,014,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定	827,000	
権利行使	398,000	
失効	4,000	
未行使残	425,000	

会社名	提出会社	
	第4回新株予約権	
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与	939,000	
失効	4,000	
権利確定		
未確定残	935,000	
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

会社名	提出会社	
	第1回新株予約権	第1回第2号新株予約権
新株予約権の名称		
権利行使価格(円)	358	378
行使時平均株価(円)	614	615
付与日における公正な評価単価(円)	84.20	86.69

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	332	249
行使時平均株価(円)	606	
付与日における公正な評価単価(円)	67.59	53.03

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	
権利行使価格(円)	275	
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	53.98	

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	
株価変動性 (注) 1	40.44%	
予想残存期間 (注) 2	3.57年	
予想配当 (注) 3	8円 / 株	
無リスク利率 (注) 4	0.13%	

(注) 1 平成21年2月13日から平成24年9月7日までの株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成23年3月期から平成24年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	432百万円	432百万円
未払事業税	103	644
賞与引当金	636	1,827
退職給付引当金	2,167	2,138
役員退職慰労引当金	85	58
金融商品取引責任準備金	58	66
有価証券評価減	421	422
減損損失	866	864
その他	850	1,552
小計	5,623	8,008
繰越欠損金	694	468
繰延税金資産計	6,317	8,477
評価性引当額	2,890	2,807
繰延税金資産合計	3,427	5,669
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	1,122	1,122
その他有価証券評価差額金		548
その他	166	212
繰延税金負債合計	1,289	1,883
繰延税金資産の純額	2,138	3,786

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,000百万円	2,980百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,137	805

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	39.55%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等の永久差異	4.52	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.55	
繰越欠損金控除額	0.07	
住民税均等割額	1.63	
持分変動利益		
持分法による投資利益	2.96	
評価性引当額の増減額	0.09	
連結の未実現利益調整額等	8.72	
法定実効税率変更による影響	1.86	
その他	2.63	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.43%	

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

浜銀ＴＴ証券株式会社

分離した事業の内容

東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業(ただし、以下に記載の業務及び商品に関するものを除く。)

るいとうくらぶ(株式累積投資)

ファンドるいとう(投信定期買付)

マルチチャネル取引

店頭デリバティブ取引

その他承継することができないものとして別途合意する業務及び商品

事業分離を行った主な理由

当社及び株式会社横浜銀行は、当社の高度なスキル・ノウハウと、株式会社横浜銀行の持つ地域の顧客基盤・ネットワークというお互いの強みを融合させた浜銀ＴＴ証券株式会社を設立し、同社は平成20年11月より神奈川県を中心に金融商品取引業を営んでおります。

一昨年11月で浜銀ＴＴ証券株式会社開業から3年が経過し、営業拠点も15拠点となり開業時より倍増するなど、地域内での存在感がより一層増している中、当社は、地域により密着したサービスをお客様に提供するとともに経営資源を集約するため、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を浜銀ＴＴ証券株式会社に会社分割することといたしました。

事業分離日

平成24年9月3日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

東海東京証券株式会社を分割会社とし、浜銀ＴＴ証券株式会社を承継会社とする分社型吸収分割で、株主総会の承認を得ない簡易分割方式

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

事業譲渡益 389百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	0	信用取引負債	54
顧客分別金信託	175	預り金	175
信用取引資産	54	その他	0
未収収益、その他	1	流動負債合計	229
流動資産合計	231		
有形固定資産	3		
無形固定資産	3		
投資その他の資産	21		
固定資産合計	28		
合計	260	合計	229

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資・金融サービス業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益 295 百万円

営業利益 67

(注) 分離した事業に係る損益の概算額は、監査証明を受けておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は238百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は274百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、売却益は44百万円(特別利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高 (百万円)	7,012	6,790
	期中増減額 (百万円)	221	690
	期末残高 (百万円)	6,790	6,100
期末時価(百万円)		6,712	5,939

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減額は減価償却費(222百万円)による減少であります。また、当連結会計年度の主な増減額は賃貸不動産の売却に伴う減少(505百万円)、減価償却費(192百万円)による減少であります。
- 3 期末の時価は、「不動産鑑定評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	416円51銭	461円12銭
1株当たり当期純利益	9円45銭	42円74銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		42円66銭

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	110,259	122,397
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	425	450
(うち新株予約権)	(114)	(114)
(うち少数株主持分)	(310)	(335)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	109,833	121,947
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	263,698	264,459

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	2,545	11,273
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,545	11,273
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,295	263,765
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		472
(うち新株予約権)(千株)	()	(472)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数641千株)、第1回第2号新株予約権(新株予約権の数100千株)、第2回新株予約権(新株予約権の数853千株)及び第3回新株予約権(新株予約権の数1,043千株)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第1回新株予約権(新株予約権の数297千株)及び第1回第2号新株予約権(新株予約権の数42千株)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	平成24年 1月12日 ～ 平成25年 3月29日	6,500	10,000 (10,000)	0.16 ～ 0.44	無担保社債	平成24年 4月13日 ～ 平成25年 7月5日
	普通社債	平成24年 3月7日 ～ 平成25年 3月27日	8,000	4,500 (4,500)	0.30 ～ 0.45	無担保社債	平成24年 9月11日 ～ 平成26年 3月28日
	米ドル建 普通社債	平成24年 1月17日 ～ 平成24年 12月13日	821 [10,000千 米ドル]	940 (940) [10,000千 米ドル]	0.42 ～ 0.80	無担保社債	平成24年 4月18日 ～ 平成25年 5月30日
	他社株転 換条項付 社債	平成23年 4月18日 ～ 平成25年 3月22日	696	2,386 (762)	0.50 ～ 22.80	無担保社債	平成24年 4月17日 ～ 平成28年 3月24日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	平成24年 4月4日		200	0.40 ～ 0.80	無担保社債	平成29年 4月5日
	コーラ ブル債	平成24年 10月15日		100	0.35	無担保社債	平成27年 10月16日
合計			16,018	18,127 (16,203)			

(注) 1 「当期末残高」のうち()内は、1年内償還予定の金額であります。

2 「当期首残高」及び「当期末残高」のうち[]内は、外貨建による金額であります。

3 当社が当連結会計年度中に発行した短期社債の総額は48,500百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は45,000百万円であります。

4 当社が当連結会計年度中に発行した社債の総額は17,854百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は19,435百万円であります。

5 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
16,203		1,724		200

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	218,246	142,248	0.31	
1年以内に返済予定の長期借入金	60	80	1.44	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,640	3,760	1.96	平成27年4月30日 ~ 平成28年3月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	9,686	17,065	0.77	
有価証券貸借取引受入金	31,357	38,909		
現先取引借入金	111,769	114,758		
合計	374,759	316,821		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
80	3,680		

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	13,590	26,440	41,147	67,854
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	1,140	2,583	6,310	17,812
四半期(当期)純利益 (百万円)	915	1,721	3,816	11,273
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3.47	6.53	14.48	42.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	3.47	3.06	7.95	28.24

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,490	3,682
立替金	0	-
短期貸付金	4 12,201	4 13,273
前払費用	44	46
未収入金	4 677	4 5,335
未収収益	118	114
デリバティブ債権	52	140
繰延税金資産	67	128
流動資産合計	14,652	22,722
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 247	1 229
構築物	0	0
工具、器具及び備品	340	340
土地	1,257	1,258
無形固定資産		
ソフトウェア	9	6
その他	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	7,231	2 9,169
関係会社株式	67,637	67,637
その他の関係会社有価証券	493	527
関係会社長期貸付金	25,344	25,000
長期差入保証金	87	89
長期前払費用	13	4
繰延税金資産	626	150
その他	796	741
貸倒引当金	211	211
固定資産合計	103,874	104,944
資産合計	118,527	127,666

(単位：百万円)

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期社債	6,500	10,000
1年内償還予定の社債	9,387	6,203
未払金	121	100
未払法人税等	967	5,207
未払費用	35	253
預り金	10	15
前受金	0	-
前受収益	324	319
賞与引当金	56	147
役員賞与引当金	18	93
デリバティブ債務	52	140
流動負債合計	17,474	22,481
固定負債		
社債	130	1,924
長期借入金	-	200
退職給付引当金	26	20
その他	285	254
固定負債合計	441	2,398
負債合計	17,916	24,879
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	23,885	24,012
資本剰余金合計	32,885	33,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	10,437	9,952
利益剰余金合計	37,227	36,742
自己株式	4,402	4,207
株主資本合計	101,710	101,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,213	1,124
評価・換算差額等合計	1,213	1,124
新株予約権	114	114
純資産合計	100,611	102,787
負債純資産合計	118,527	127,666

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第100期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	第101期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,027	1,207
関係会社貸付金利息	1,317	1,322
経営指導料	1,403	1,372
営業収益合計	3 3,749	3 3,902
営業費用		
販売費及び一般管理費	1 1,765	1 2,327
金融費用	2 74	2 101
営業費用合計	1,840	2,428
営業利益	1,908	1,474
営業外収益		
受取配当金	379	293
受取家賃	189	191
その他	27	31
営業外収益合計	596	516
営業外費用		
投資事業組合運用損	57	92
社債発行費	6	4
その他	10	0
営業外費用合計	74	97
経常利益	2,430	1,893
特別利益		
投資有価証券売却益	233	155
特別利益合計	233	155
特別損失		
固定資産除却損	4 1	4 1
投資有価証券売却損	8	37
投資有価証券評価損	407	16
関係会社株式評価損	-	100
特別損失合計	418	156
税引前当期純利益	2,246	1,891
法人税、住民税及び事業税	592	425
法人税等還付税額	-	53
法人税等調整額	84	105
法人税等合計	676	266
当期純利益	1,569	1,624

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第100期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	第101期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	36,000	36,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	9,000	9,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	9,000	9,000
その他資本剰余金		
当期首残高	23,885	23,885
当期変動額		
自己株式の処分	0	127
当期変動額合計	0	127
当期末残高	23,885	24,012
資本剰余金合計		
当期首残高	32,885	32,885
当期変動額		
自己株式の処分	0	127
当期変動額合計	0	127
当期末残高	32,885	33,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	26,789	26,789
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	26,789	26,789
繰越利益剰余金		
当期首残高	11,040	10,437
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	1,569	1,624
当期変動額合計	603	484
当期末残高	10,437	9,952

	第100期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	第101期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	37,830	37,227
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	1,569	1,624
当期変動額合計	603	484
当期末残高	37,227	36,742
自己株式		
当期首残高	1,416	4,402
当期変動額		
自己株式の取得	2,986	10
自己株式の処分	1	205
当期変動額合計	2,985	194
当期末残高	4,402	4,207
株主資本合計		
当期首残高	105,299	101,710
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	1,569	1,624
自己株式の取得	2,986	10
自己株式の処分	0	332
当期変動額合計	3,589	162
当期末残高	101,710	101,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,032	1,213
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	180	2,338
当期変動額合計	180	2,338
当期末残高	1,213	1,124
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,032	1,213
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	180	2,338
当期変動額合計	180	2,338
当期末残高	1,213	1,124
新株予約権		
当期首残高	59	114
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	0
当期変動額合計	54	0
当期末残高	114	114

	第100期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	第101期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	104,326	100,611
当期変動額		
剰余金の配当	2,172	2,109
当期純利益	1,569	1,624
自己株式の取得	2,986	10
自己株式の処分	0	332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125	2,338
当期変動額合計	3,714	2,175
当期末残高	100,611	102,787

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価等をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～47年

工具、器具及び備品 4～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、「法人税法」の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の「法人税法」に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末要支給見積額を計上しております。

なお、退職給付引当金の算定にあたり、簡便法を採用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
建物	577百万円	604百万円
構築物	7	7
工具、器具及び備品	14	16
計	598	628

2 担保に供している資産及び担保資産の対象となる債務

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
投資有価証券		415百万円
担保資産の対象となる債務		
長期借入金		200

3 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
東海東京証券香港	1百万円	19百万円

4 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
短期貸付金	12,201百万円	13,273百万円
未収入金	677	5,255

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内訳

	第100期		第101期	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
役員報酬		145百万円		206百万円
従業員給料		526		628
福利厚生費		117		133
賞与引当金繰入		56		147
役員賞与引当金繰入		18		93
退職給付費用		26		10
不動産費		180		184
事務委託費		239		178
減価償却費		48		41
雑費		23		236

(表示方法の変更)

「雑費」は、前事業年度まで金額的重要性が乏しいため主な内訳として表示しておりませんでした。が、当事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えたため、主な内訳として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の当該金額を注記しております。

2 金融費用の内訳

	第100期		第101期	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
社債利息		85百万円		80百万円
デリバティブ損益		25		
支払保証料		15		20

3 営業収益は、全て関係会社からの収入であります。

4 固定資産除却損の内訳

	第100期		第101期	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
工具、器具及び備品				0百万円
投資その他の資産				
ゴルフ会員権		1百万円		1

(株主資本等変動計算書関係)

第100期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,956,944	12,930,119	3,367	16,883,696

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得12,911,000株及び単元未満株式の買取請求19,119株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

第101期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,883,696	26,667	788,000	16,122,363

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡したものであります。

(有価証券関係)

第100期(平成24年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,634百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額2,003百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額493百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

第101期(平成25年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,734百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額1,903百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額527百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	696百万円	690百万円
関係会社株式	663	663
投資有価証券評価損	224	226
貸倒引当金	75	75
賞与引当金	21	56
その他	515	591
繰延税金資産計	2,195	2,302
評価性引当額	1,447	1,421
繰延税金資産合計	748	881
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		520
その他	54	81
繰延税金負債合計	54	602
繰延税金資産の純額	694	278

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	67百万円	128百万円
固定資産 - 繰延税金資産	626	150

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	39.55%	38.01%
(調整)		
交際費等の永久差異	1.52	1.95
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	18.49	24.77
住民税均等割額	0.28	0.33
役員賞与	0.32	1.88
評価性引当額の増減額	2.97	1.35
法定実効税率変更による影響	3.13	
臨時特例企業税還付		2.81
その他	0.86	0.88
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.14	14.11

(1株当たり情報)

	第100期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第101期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	381円10銭	388円23銭
1株当たり当期純利益	5円83銭	6円16銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		6円15銭

(注) 1 第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第100期 (平成24年3月31日)	第101期 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	100,611	102,787
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	114	114
(うち新株予約権)	(114)	(114)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	100,496	102,672
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	263,698	264,459

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第100期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第101期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	1,569	1,624
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,569	1,624
普通株式の期中平均株式数(千株)	269,295	263,765
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		472
(うち新株予約権)(千株)	()	(472)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予 約権の数641千株)、第1回 第2号新株予約権(新株予 約権の数100千株)、第2回 新株予約権(新株予約権の 数853千株)及び第3回新 株予約権(新株予約権の数 1,043千株)の概要は「第 4提出会社の状況」の 「1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	第1回新株予約権(新株予 約権の数297千株)及び第 1回第2号新株予約権(新 株予約権の数42千株)の概 要は「第4提出会社の状 況」の「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」 に記載のとおりでありま す。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	株式会社日本取引所グループ	201,900	1,722
	キャプラマネジメントLIMITED	26,024	1,033
	国泰君安国際控股有限公司	20,000,000	819
	中京テレビ放送株式会社	41,500	598
	株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	410
	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	574,000	320
	むさし証券株式会社	638,200	299
	カネ美食品株式会社	100,000	291
	三菱UFJキャピタル株式会社	32,655	288
	株式会社愛知銀行	51,600	284
	その他(145銘柄)	6,532,501	3,039
	計	28,629,380	9,108

【その他】

	銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	投資事業組合出資金等(3銘柄)	3,210口	60
	計		60

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	824	9		834	604	27	229
構築物	7			7	7	0	0
工具、器具及び備品	354	1	0	356	16	1	340
土地	1,257	0		1,258			1,258
有形固定資産計	2,445	11	0	2,456	628	29	1,828
無形固定資産							
ソフトウェア				13	6	2	6
その他				0	0	0	0
無形固定資産計				14	6	2	7
長期前払費用	37		14	22	18	9	4

(注) 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	211	1		1	211
賞与引当金	56	147	56		147
役員賞与引当金	18	93	18		93

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

現金及び預金

内訳	金額(百万円)
当座預金	54
普通預金	3,620
その他	8
計	3,682

短期貸付金

内訳	金額(百万円)
東海東京証券株式会社	11,941
東海東京インベストメント株式会社	980
東海東京サービス株式会社	200
東海東京ビジネスサービス株式会社	152
計	13,273

関係会社株式

内訳	金額(百万円)
東海東京証券株式会社	58,902
東海東京インベストメント株式会社	2,834
ワイエム証券株式会社	976
東海東京証券香港	926
東海東京証券ヨーロッパ	721
その他	3,276
計	67,637

関係会社長期貸付金

内訳	金額(百万円)
東海東京証券株式会社	25,000
計	25,000

負債の部

短期社債

10,000百万円

発行年月、利率等については、「1 連結財務諸表等」の 連結附属明細表(社債明細表)に記載しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで											
定時株主総会	6月中											
基準日	3月31日											
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日											
1単元の株式数(注)2	1,000株											
単元未満株式の買取り・買増し												
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部											
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社											
取次所												
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額											
公告掲載方法	「当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載しておこなう。」 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tokaitokyo-fh.jp											
株主に対する特典(注)3	<p>毎年3月31日現在の株主を対象として、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株以上3,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上5,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>5,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>5,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> </tbody> </table>		保有株式数	優待商品	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点	10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点
保有株式数	優待商品											
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点											
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点											
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点											
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点											

(注) 1 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2 平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3 上記の単元株式数の変更に伴い、平成26年以降の3月31日現在の株主のうち100株以上1,000株未満保有の株主には、一律、500円相当の優待商品を進呈いたします。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------------|---|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
その確認書 | 事業年度
(第100期) | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書 | 事業年度
(第100期) | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及びその確認書 | 第101期第1四半期報告書 | 自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日 | 平成24年8月14日
関東財務局長に提出。 |
| | 第101期第2四半期報告書 | 自 平成24年7月1日
至 平成24年9月30日 | 平成24年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| | 第101期第3四半期報告書 | 自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日 | 平成25年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果) | | 平成24年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行) | | 平成24年8月27日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書(代表取締役の異動) | | 平成25年5月20日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の
訂正報告書 | 平成24年8月27日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書 | | 平成24年9月7日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 発行登録書(社債)及
びその添付書類 | | | 平成25年2月21日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 発行登録追補書類(社
債)及びその添付書類 | | | 平成25年3月8日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 訂正発行登録書 | 平成25年2月21日提出の発行登録書にかかる訂正発行登録書 | | 平成25年5月20日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。